

青森県上北郡六ヶ所村議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

年4回開催される定例会における一般質問者は、合計で12名で1定例会あたりの平均が3名となっており、他町村議会と比較すれば若干少ない傾向にあるが、会派形成による綿密な調整によるもので、一般質問が村政運営の政策変更・是正、新規政策の採用など大きな効果をあげている。

常任委員会、3つの常任委員会を設置し、短い会期中で村民等からの要望・陳情等については、迅速に審議するため、原則会期中の開催をする一方で、閉会中においても所管事務調査や六ヶ所村特有の問題である航空機騒音などの問題解決のため、行政と一体となって国をはじめとする関係機関に要望活動を実施している。

議会運営委員会においては、議会及び議員の活性化を図るため、議会中継等の実施の検討や法改正等の説明会などを実施している。

さらに、六ヶ所村で古くから計画されているむつ小川原開発計画及び原子燃料サイクル事業に対し、東日本大震災を踏まえ、迅速に対応するため、全議員で構成するむつ小川原エネルギー対策特別委員会を設置し、国及び関係機関から参考人としての出席を要請するなどして、議会としての情報収集及び村行政との情報の共有を図っている。

また、議会の機能の向上と活性化を図ることを目的として、県議長会主催の研修会に全議員で参加する一方、村議会独自で1年に1回講師を招き、議員研修を実施するとともに、村幹部との意見交換等も行っている。

2 住民に開かれた議会

住民に開かれた議会を目指し、常任委員会・特別委員会・議会議員全員協議会等の開催にあつては、原則公開制をとり、ホームページやプレス公表等を通じて広く公表・周知を図っている。

また、定例会の開催に至っては、議会広報を通じて開催日を周知するほか、各家庭に設置している告知端末を活用した周知に加え、ホームページで会期日程・議事日程・一般質問通告内容などの事前公表を行っている。

その結果として、一般質問実施日の本会議の傍聴者数は、年間95名で1日あたり20名以上が傍聴している。

そして、年4回の定例会と4回の臨時会において、傍聴者数は200名弱で、本会議1日あたり約10名程度となっている。地方自治法第100条第12項

に基づき、六ヶ所村議会会議規則第120条にホームページの充実と議会広報の編集・発行を目的として、5名の議員で構成する広報委員会を組織し、村民の視点に立ち、村民に分かりやすい広報の発行のため、県議長会主催の広報研修会に毎年参加し、委員間での意見交換を実施している。

また、ホームページ上では、本会議・各種委員会の開催情報以外にも、議事録検索システムや議員情報、会議結果、請願・陳情結果など幅広い情報を掲載するなど積極的な情報公開に努めている。